

相模原市及び株式会社アドバコムとの環境教育の推進に関する連携協定書

相模原市(以下「市」という。)と株式会社アドバコムとは、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、市と株式会社アドバコムが連携及び協力し、環境教育を推進することにより、次代を担う子どもたちと地域社会の環境意識を醸成することにより、持続可能な都市「地域循環共生都市さがみはら」の実現を図ることを目的とする。

(協力事項)

第2条 市及び株式会社アドバコムは、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項(以下「協力事項」という。)について、連携及び協力して実施するものとし、実施時期、実施方法その他具体的な事項については、双方が協議して決定する。

- (1) 株式会社アドバコムが発行する子ども環境情報紙「エコチル」を活用した環境情報の発信に関すること。
- (2) 市又は株式会社アドバコムが開催する環境教育・啓発イベントに関すること。
- (3) その他、本協定の目的に資すると認められる事項に関すること。

(守秘義務)

第3条 市及び株式会社アドバコムは、協力事項の検討及び実施により知り得た他の当事者の秘密情報(当該他の当事者が秘密である旨を明示して開示した情報)を、書面による事前承諾なしに、第三者に開示し、又は他の目的に使用してはならない。

(協定の有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の3ヶ月前までに、市又は株式会社アドバコムのいずれからも終了の意思表示がないときは、本協定は同一条件により1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

(協定の見直し及び解除)

第5条 市及び株式会社アドバコムが、本協定の変更又は解除を申し出たときは、

協議の上、双方の合意により本協定の変更又は解除を行うものとする。

(疑義などの決定)

第6条 本協定に定めのない事項は、市及び株式会社アドバコムが協議の上別途定めるものとする。

2 本協定の解釈などについて疑義等が生じた場合は、双方が誠意を持って協議し、解決に努めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和5年6月25日

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市

代表 相模原市長

本村 賢太郎

北海道札幌市中央区南1条西5丁目7番1号

株式会社アドバコム

代表 代表取締役

臼井 純信